条例許可
食品販売

業種別　手続案内

熊本県独自の営業許可の廃止に伴う

新たな営業届出の手続きが必要です！

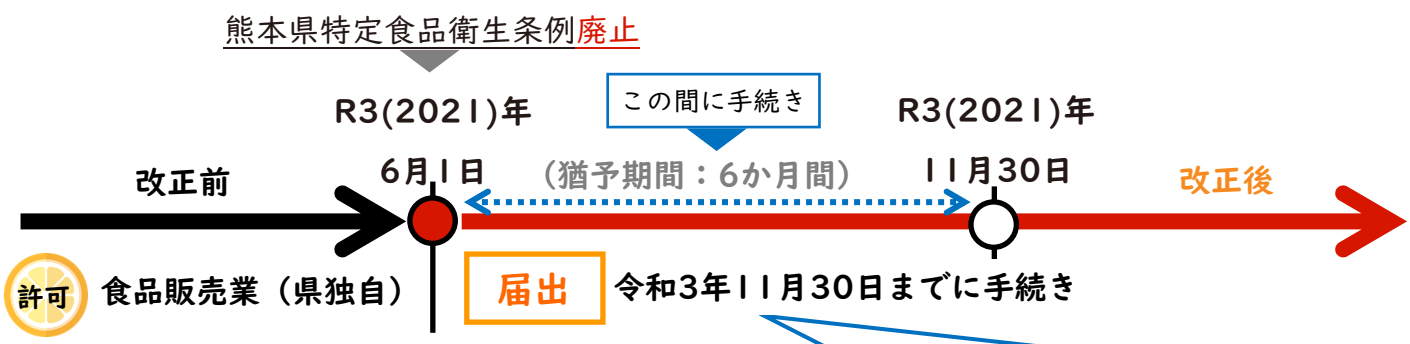
食品衛生法が改正され、令和３年６月１日から新たに「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。熊本県特定食品衛生条例の廃止に伴う、手続きに関する大切なお知らせです。

このパンフレットは、**熊本県特定食品衛生条例に基づく食品販売業**の営業許可を持つ営業者の方を対象に作成しています。

上記営業許可は食品衛生法改正により営業届出または届出不要になります。

※ 届出が 必要 か 不要 かは2枚目以降をご確認ください

【今後の流れ】 **【法改正後 届出 になる施設】**



1. 今の許可はどうなるの？

- 熊本県独自の許可は令和３年５月 31 日で廃止されます。
- ただし、６か月間の猶予期間があるため、許可の期限にかかわらず令和 3 年 11 月 30 日まで営業できます。

2. 法改正後はどうなるの？

- **令和３年11月30日までに届出手続きが必要です。**

3. どんな手続きをすればいいの？

→別紙「食品衛生申請等システムの利用方法」へ

【オンライン】アカウント取得 ▶ 【オンライン等※】申請情報登録 ▶ 保健所からの受付確認のメールを受信

※窓口での手続きも可能です。あらかじめパソコン等でアカウントを取得したうえでの来所をおすすめします。

【法改正後 届出不要 になる施設】 営業許可証の期限が切れても手続きなく営業可能です。

【 現行の許可では、このような許可証を持つ方が対象です。】



指令（食保）第0000号

営 業 許 可 証

住　所　熊本市中央区〇〇

氏　名　熊本　太郎

令和 3年 5月24日付け申請の営業は、熊本県特定食品衛生条例第３条の規定により、下記のとおり許可します。

令和 3年 5月31日

熊本市保健所長

熊本 太郎

記

1 営業所所在地　熊本市東区〇〇

2 名称・屋号　熊本商店

3 営業の種類　食品販売業

4 許可条件

(1)有効期間は（年月日）　令和 3年 5月31日から令和 8年 5月31日まで

(2)その他　弁当類　生菓子　ｱｲｽｸﾘｰﾑ類　乳製品等　食肉製品　魚肉ねり製品　冷凍食品　豆腐類　納豆　めん類　そうざい

（教示）

①熊本県特定食品衛生条例第３条の許可

②食品販売業

③有効期限が平成33年(令和3年)5月31日以降のもの

④その他の記載がある

弁当類、生菓子、アイスクリーム類、乳製品等、食肉製品、魚肉ねり製品、冷凍食品、豆腐類、納豆、めん類、そうざい

【すでに営業を廃業している場合】

「廃止届」を令和3年5月31日までに保健所に提出してください

※廃止届提出の際は、現在の営業許可証を添付してください。

【法改正後　届出　になる施設】

食品衛生法改正後の届出業種になった場合、有効期限はありません。

（営業の継続手続きが不要となります。）

ただし、届出の情報を　変更したとき　や　廃業したとき　は手続きが必要です。

熊本市保健所食品保健課　熊本市中央区大江5丁目1-1ウェルパルくまもと4階

TEL:096-364-3188　mail:shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp

Check！

法改正後、どんなものを販売する店舗が届出不要になるの？

販売する食品が、以下の①～③（公衆衛生に与える影響が少ない営業）に該当しますか？

①食品・添加物の貯蔵業（食品の冷凍・冷蔵業を除く）
（例：倉庫業）
②食品・添加物の運送業（例：冷凍車、冷蔵車）

はい → 営業届出 **不要**

HACCP　対象外
食品衛生責任者　不要

いいえ ↓

食品を、①コンビニエンスストア
②百貨店、
③総合スーパー
④通信販売

はい → 営業届出 【A】へ

いいえ ↓

販売する食品のうち代表的な食品が、
弁当類／生菓子／アイスクリーム類／乳製品等／食肉製品／魚肉ねり製品／冷凍食品／豆腐類／納豆／めん類（常温包装品を除く）／そうざい
のうちのどれかですか？

はい → 営業届出 【B】へ

いいえ → 営業届出 【C】へ

POINT

複数の届出業種を営んでいる場合は
代表的な業種１つについて届出をしてください！

届出 手続き必要

分類	販売食品	営業届出の種類	営業の詳細
【A】 食品を コンビニエンスストア、 百貨店、 総合スーパー、 通信販売、 訪問販売 で販売している 	飲食料品	コンビニエンスストア	飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する営業で、店舗の規模が小さい営業。 
		百貨店、総合スーパー	各種の商品を小売する営業で、その営業の性格上、いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 
		通信販売・訪問販売による販売業	無店舗小売業（飲食料小売） 無店舗により、飲食料品を小売する営業。 インターネットや通信販売のように、店頭で客が直接食品を購入するための販売設備がなく、倉庫等で事業者が直接食品を取扱う場合。 伝票のみの取扱いの場合は営業届出は不要。 店舗によるものは「その他の食料・飲料販売業」。

届出 手続き必要

分類	販売食品	営業届出の種類	営業の詳細
【B】 販売する食品のうち 代表的な食品が、 ・弁当類 ・生菓子 ・アイスクリーム類 ・乳製品等 ・食肉製品 ・魚肉ねり製品 ・冷凍食品 ・豆腐類 ・納豆 ・めん類 （常温包装品を除く） ・そうざい のどれかである。	弁当類	弁当販売業	弁当を小売する営業。 客の注文によって調理、提供する場合、「飲食店営業」許可が必要。
	生菓子	その他の食料・飲料販売	菓子類及びあめ類を小売する営業。パン類を小売する営業は「パン小売業」
	乳製品等		乳製品を販 売する営業。「 乳類販売業 」に分類される 営業は除く。
	魚肉ねり製品 豆腐類 納豆		豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわ等の加工食品を小売する営業。
	ｱｲｽｸﾘｰﾑ類 食肉製品 冷凍食品 めん類 （常温包装品を除く）		他に分類されない飲食料品を小売する営業。 
	そうざい		料理品（製造された折詰料理、そうざい等）を小売する営業。 客の注文によって調理、提供する場合、「飲食店営業」許可が必要。

届出 手続き必要

分類	販売食品	営業届出の種類	定義、例など
【C】 販売する 食品のうち 代表的な 食品が 【A】・【B】 以外	包装済みの魚介類	魚介類販売業 （包装済みの魚介類のみの販売）	鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売。
	包装済みの食肉	食肉販売業 （包装済みの食肉のみの販売）	食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売。 
	乳類	乳類販売業 	直接飲用に供される ・（常温保存可能品を含む） 牛乳（成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳） ・山羊乳 ・乳飲料 ・乳を主要原料とする クリーム を販売する営業。
	氷雪	氷雪販売業	氷雪を仕入れて販売 氷雪を製造、販売する営業は「氷雪製造業」許可が必要。
	果実 野菜	野菜果物販売業 	果実卸売業、果実小売業、 野菜卸売業、野菜小売業
	雑穀 豆類 米・麦 穀類	米穀類販売業	雑穀・豆類卸売業、 米穀類卸売業、 米麦卸売業 

届出 手続き必要

分類	販売食品	営業届出の種類	営業の詳細
【C】 販売する食品のうち 代表的な食品が 【A】・【B】 以外 	菓子 パン	その他の食料・飲料販売	菓子・パン類卸売業、菓子小売業、パン小売業
	飲料		酒類及び牛乳以外の飲料の卸売または小売
	乾物		水産物及び農産物の乾物を卸売または小売
	茶類		茶（緑茶、紅茶等）及び類似品（ココア、コーヒー等）を卸売または小売
	酒		酒類を卸売または小売 ※酒税法により、酒類を販売する場合は別途国税庁（管轄税務署）へお問い合わせください。
	卵		卵の販売
	砂糖 みそ しょうゆ		砂糖類、みそ及びしょうゆを卸売
	他に分類されない食料品		・他に分類されない食料及び飲料を卸売する営業。 ・各種食料品を一括して一施設で小売する営業。 ・他に分類されない飲食料品を小売する営業。 ・他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業。

【A】【B】【C】に該当した方のみ



届出手続きをしてください

